

平成22年1月25日
(一社)九公取第80号

弁護士法人法律事務所
アクティブイノベーション福岡事務所
堤エステート代理人弁護士 清田 知孝 殿

(一社)九州不動産公正取引協議会
福岡地区調査指導委員会
委員長 本清 弘



回 答 に つ い て

当委員会は、貴殿より提出があった平成21年12月21日付異議申立書に対して不動産の公正競争規約第27条の2(3)に基づき、当委員会において平成22年1月21日に審理を行いました。その結果、下記の通り回答致します。

記

- ① 当該会員は平成20年12月10日付で文書警告の措置を受けたにもかかわらず、当委員会の指導に従わなかった為、今回は嚴重警告が相当であると判断した。
- ② 措置の種類は、注意・口頭警告・文書警告・嚴重警告・違約金課徴・公取委への措置請求又は資格停止である。

以 上